

特別な支援を必要とする児童の申込みについて（加配保育）

本市の保育施設では、集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）に対し、お子さんの発達状況や個性等をふまえながら適切な指導を実施し、心身ともに健全に成長することを支援しながら保育を行っています。

対象児童

保育を必要とする児童で、集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童（特別児童扶養手当、身障手帳、療育手帳の対象児等）及び本市の審査会にて集団保育が可能と判断された児童が対象です。

審査会

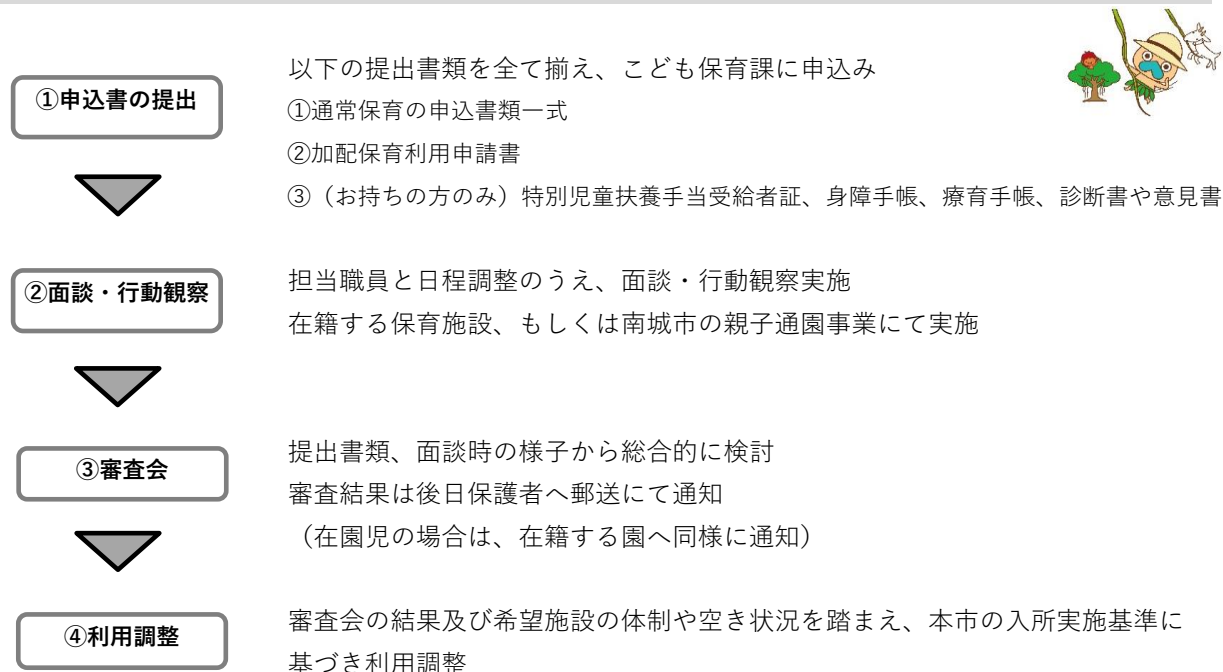
審査会は年に数回開催しています。

開催時期により、利用調整（入所選考）をお待ちいただく場合があります。

令和6年4月1日入所を希望する場合、令和5年11月～12月開催予定の審査会を受ける必要があります。

令和6年5月1日以降入所を希望する場合、必要に応じて審査会を開催します。

申込み～利用調整までの流れ



◇注意事項◇

- ・児童の健康面、安全面等を考慮し、適切な保育や支援を実施するための職員（加配保育士等）が必要と判断される場合がありますが、希望施設にて保育士等が不足している等の理由により十分な受け入れ態勢が取れない場合、利用調整において保育の必要性が高いとみなされても入所をお待ちいただくことがあります。
- ・あくまでも集団保育であり、保育士等が1対1で対応するものではありません。
- ・医療的ケア(医師の指示に従い看護師が行う処置等)を必要とする場合、入所申込み前にご相談ください。